

雄武町地域情報化計画

～いつでも、どこでも、
誰でもITの恩恵を実感できる町の実現～



平成25年3月

雄 武 町

目 次

第1章 雄武町地域情報化計画の位置づけ	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画の性格	2
第2章 情報化社会の現状と課題	
第1節 情報化を巡る社会の動向	3
第2節 国・北海道のIT施策と地域情報化	4
第1項 国の情報化施策	4
第2項 北海道の情報化施策	5
第3節 雄武町における情報化の取組と課題	7
第3章 情報化の基本目標と目指すかたち	
第1節 基本目標	8
第1項 町民生活の情報化	8
第2項 地域振興にかかる情報化	9
第3項 電子自治体の実現	10
第4章 計画の推進に向けて	
第1節 推進体制	12
第2節 推進にあたって	12
参考資料	
用語解説	13

第1章 雄武町地域情報化計画の位置づけ

第1節 計画策定の趣旨

雄武町は、コンピュータやインターネットをはじめとする情報通信技術（IT：Information Technology）が急速に進展する中で、町内全域にわたる**ブロードバンド**^{*1}環境の整備を推進するとともに、町ホームページによる行政情報の提供、庁内LANの構築など、ITを活用した行政サービスの向上に努めてきました。現在、インターネットや携帯電話が普及したことによって、行政や地域活動など様々な情報を発信するホームページなどの利用機会が増え、その重要性が高まっています。また、時間や場所を選ばず、安全かつ安心なサービスの提供や情報の共有を可能にする情報システムの必要性も大きくなるなど、様々な場面でIT活用が必要とされています。

このような中、協働・支えあいを目指すまちづくりの手段として、情報化の重要性は増えています。高度化したネットワークを活用する活動が、個人と個人、個人と企業との連携（コミュニケーション）を強化し、さらに、地域の生活から生まれる町民活動の広がりが、地域を活性化する大きな活力となって、地域社会全体の満足度を高めます。

誰もが必要な時、必要な情報を活用でき、さらなる価値を創り出す環境を整えることが地域情報化の本質と捉え、その実現への方向性を示すため、地域情報化計画を策定するものです。

第2節 計画の期間

この計画の期間は、第5期雄武町総合計画（以下「総合計画」という）に合わせて平成25年度を始期とする平成29年度までの5年間とします。この間、地域情報化施策の成果について評価を行なうとともに、ITの急速な進展に伴う社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化等を考慮しながら、必要に応じて適宜計画の見直しを行ないます。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
地域情報化計画	策定	5年間						
総合計画	→							
	前期	後期実施計画						

第3節 計画の性格

この計画は、総合計画の個別計画として策定するもので、基本理念とする「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる町の実現」を目指し、地域情報化を計画的に進めるため、町の地域情報化の基本的な考え方や施策の方向性を示す指針としての性格を持ちます。

基本理念の実現に向けては、基本目標を定めるとともに、町民の視点に立ち、事業の効果や必要性、財政状況などを総合的に判断し、事業の優先順位を明確にした上で実施します。また、事業の内容、実施方法、スケジュールなど詳細な取組内容については、総合計画後期実施計画の中で具体的に定めます。



第2章 情報化社会の現状と課題

第1節 情報化をめぐる社会の動向

インターネットの爆発的な普及を背景として、電子商取引や金融、教育、医療等、社会経済活動の様々な分野で情報化はめざましく進展しており、インターネットの利用もパソコンだけではなく、携帯電話・ゲーム機に代表される携帯情報通信端末や一般家電での利用など多様化が進み、いつでも、どこでも、誰もが情報サービスを利用できるユビキタスな社会^{*2}が訪れようとしています。

インターネットを利用した情報サービスでは、ホームページによる一方的な情報提供から、ネットショッピング、ホテルや航空券の予約など双方向型の情報交流ツールへと変化し、さらにブログ^{*3}やSNS^{*4}、動画共有サイト、ロコミサイトなど誰もが気軽に情報を発信できるサービスが提供されています。

インターネットの利用状況は、『平成24年版情報通信白書』（総務省）によると、平成23年の利用人口はおよそ9,610万人と推定され、国民の8割弱が利用するまでに普及をしています。

一方で、システムの大規模障害による社会的影響の拡大、個人情報漏洩事件による社会不安、出会い系サイトなどの有害情報の氾濫による青少年への悪影響など、情報化社会になったことによって新たに生まれた問題もあります。

しかし、今後もインターネットをはじめとしたITの利用は新たな通信技術の普及とともに拡大するものとみられており、その恩恵をすべての人が十分に享受できる社会の到来が待ち望まれています。実際に「我が国の社会生活におけるICT^{*5}利用に関する調査」（総務省）では、インターネットの影響で生活活動が変わったとする割合が購買、趣味・娯楽などの分野で高く、ライフスタイルの変化とIT利用機会の拡大は密接に関わってきていることが窺えます。

地域社会では、今後も少子高齢化が進むと予想され、安全安心な生活環境の実現とともに、子育て環境の整備、高齢者の生きがいづくり、障がい者の社会参加の促進、産業の活性化が重要な課題となります。

地域の情報化は、インターネットの利用機会拡大に伴う新たな地域交流資源として活用が期待されるほか、地域課題の解決にあたる手段として、もっとも重要で有効な施策であると考えられます。

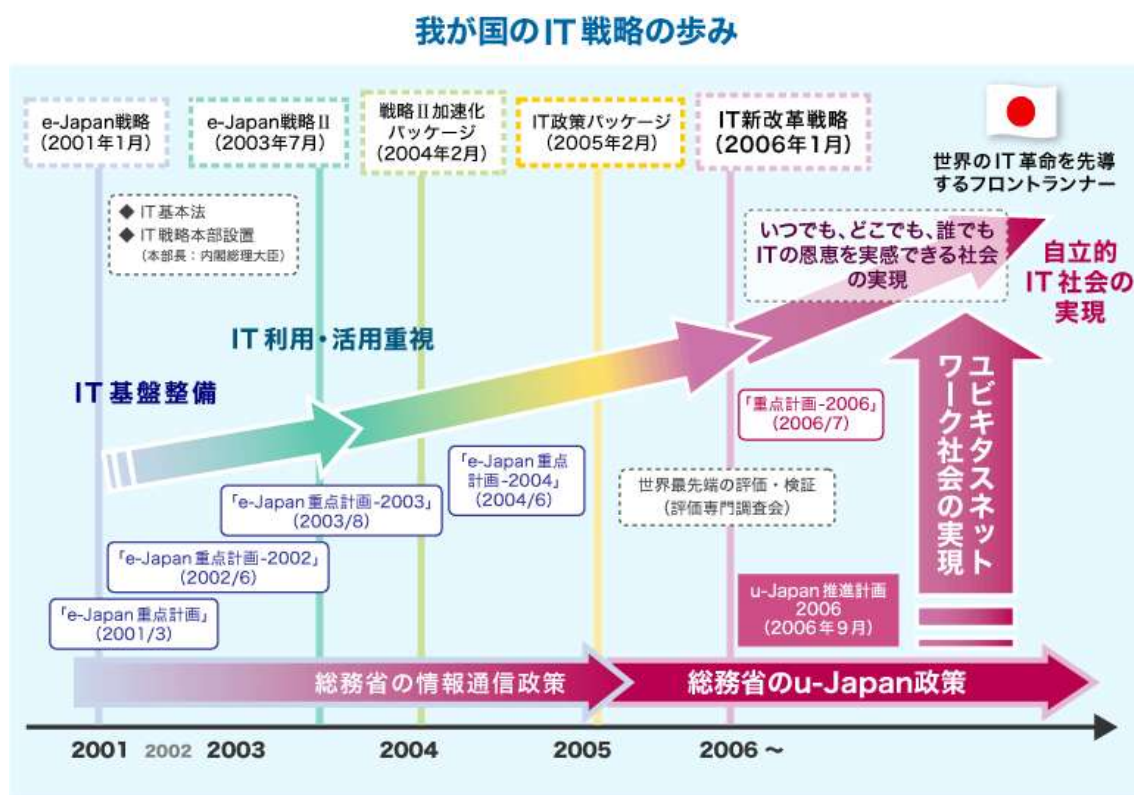
第2節 国・北海道のIT政策と地域情報化

第1項 国の情報化施策

国は、世界最先端のIT国家構築を目指し、IT戦略本部を設置し、「IT基本法^{*6}」の制定や「e-Japan 戦略^{*7}」を策定し、誰もが、必要な時、必要な情報を活用できる社会の実現と、知識創発型社会^{*8}への転換を図るべく、2001（平成13）年から本格的な施策の取組を開始しました。

2005（平成17）年までのe-Japan 戦略^{*7}期間中にブロードバンド^{*1}の整備と利用が広がり、世界最先端のIT国家に数えられるまでになりました。一方、行政サービス分野や医療分野、教育分野でのITの利活用が遅れていることや地域・世代間などにおける情報格差の拡大、セキュリティ対策強化の必要性、企業経営におけるITの活用、産業の国際競争力の強化、国際貢献などといった課題が指摘されていました。

これらを踏まえ、2006（平成18）年9月「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を基本理念とする、u-Japan推進計画を策定し、自立的IT社会の実現に向け取組を進めています。



出典：総務省「u-Japan政策」

総務省では、２０００（平成１２）年８月「ＩＴ革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」を策定し、各地方公共団体が早急に取り組むべき情報化施策について示してきました。２００３（平成１５）年８月総務省は「電子自治体推進指針」を策定し、主に電子自治体の基盤整備と行政手続等のオンライン化を推進してきました。

これらの取組により電子自治体は着実に進展してきましたが、一方で、住民サービスに直結する電子化が十分ではない、コミュニティ再生、安心・安全な地域づくり、地域産業経済の活性化といった課題に対して有効活用されていないなどの課題が浮かび上がってきたため、２００７（平成１９）年３月に「新電子自治体推進指針」を策定し、自治体に対して地域の課題解決に向けた方向性を提示しています。

また、電子自治体実現のための基本構想である自治体クラウドの推進や災害時におけるＩＴ部門の業務継続計画（ＩＴ－ＢＣＰ）策定の推進などを政策目標とした、地域情報化の社会像が重要視されています。

第２項 北海道の情報化施策

２００２（平成１４）年１月に、北海道と北海道総合通信局が連携し、「北海道ブロードバンド構想」を策定、ブロードバンド^{*1}の整備促進にあたってきました。また、２００１（平成１３）年３月に北海道高度情報化計画を策定し、２００４（平成１６）年に策定した改定計画とともに、ＩＴの活用による地域づくりの推進や行政の高度情報化などの高度情報化社会を実現するために、計画の推進にあたってきました。

２００８（平成２０）年３月には、人口減少や急速な少子高齢化などの課題に市町村や道民、企業と連携しながら取り組む必要性から、「北海道ＩＴ推進プラン」を策定し、「いつでも、どこでも、だれでもＩＴの恩恵を実感できる個性と活力に満ちた北海道」を基本目標として地域情報化の推進にあたってきましたが、推進期間の満了にともない平成２３年度を始期とする「北海道ＩＴ推進プラン２」を策定し、道民生活や各種の産業でＩＴを幅広く利活用することにより、道民生活の向上と各種産業の競争力強化を押し進め、それによってＩＴ産業の更なる成長と持続可能な情報通信環境を整える利活用を一層促進しています。

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総合計画	第３次北海道長期総合計画 (H10～H19)							ほっかいどう未来創造プラン (H20～H29)					
情報化計画	北海道高度 情報化計画	北海道高度 情報化計画改定計画		北海道高度 情報化計画 フォローアップ計画			北海道ＩＴ 推進プラン	北海道ＩＴ 推進プランⅡ					

※ I T を利活用したビジョンを描き、広く北海道全体で共有することにより、北海道活性化に向けた課題解決ツールとして I T の利活用を深め、広げることを目指し策定する。

4つの I T 利活用ビジョン	
環境分野	<ul style="list-style-type: none"> ① 様々な場面における I T の環境貢献 ② 環境を活かした I T 産業の集積 ③ 道民の環境意識のさらなる高まり
観光分野	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の魅力の再認識 ② 北海道の魅力の情報発信 ③ 旅行中におけるリアルタイムな情報の発信 ④ 海外の人達に対するボーダレスな情報の発信・提供 ⑤ 観光客のニーズの的確なフィードバック
食分野	<ul style="list-style-type: none"> ① 食料生産の効率化、食の安全・安心の確立 ② 食品加工の高度化 ③ 販路拡大、流通の効率化 ④ 効果的なマーケティング、情報発信 ⑤ 食クラスター活動による高付加価値化
生活分野	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市部に集中する高度・専門的なスキルやサービスを条件不利地域でも利用できる ② 居ながらにして人と人、組織を結び、新しいコミュニケーションや企業活動が生まれる ③ 情報を多くの人が共有することで生活の質が高まる

出典：北海道「北海道 I T 推進プラン II の概要」

北海道と道内市町村の共同の取組として、効率的・効果的な電子自治体の実現を目指して共同アウトソーシングを進めています。2002（平成14）年度に策定した「北海道電子自治体プラットフォーム構想」（HARP構想：Harmonized Application-Relational Platform）に基づき、北海道と市町村で構成する北海道電子自治体共同運営協議会と、北海道の第3セクターである株式会社HARPとの連携体制のもと、2006（平成18）年からは北海道電子自治体共通基盤^{※9}の運用を開始し、共同利用型の電子申請^{※10}の機能拡充の検討を続けています。

第3節 雄武町における情報化の取組と課題

雄武町はこれまで、IT進展に伴う社会構造の変革は、町民生活を大きく変えるものと認識し、その根幹となる高速通信サービスは必要不可欠であるとの考えのもと、積極的な誘致活動やサービス提供施策を推進してきました。この取り組みにより、2011（平成23）年に町内居住全地域へ超高速ブロードバンド環境を整備し、大都市圏と同様の通信環境が確保されています。

2007（平成19）年4月には、行政情報の積極的発信や雄武町のPRを目的として、町のホームページをリニューアルしています。発信する情報は適正管理のもと継続して更新を重ね、適切な情報の提供に努めています。また、HARP構想による共同利用型の電子申請^{※10}システムと連携し、一部の行政手続きはホームページから行うことが可能となっているほか、携帯電話への対応も行い、順次機能拡張も進めています。

2004（平成16）年には、庁内LANを構築。同時に役場と町内公共施設間でのネットワークも整備し、庁内の情報を共有し有効活用するほか、事務の省力化やペーパーレス化を進め、国・北海道などの関係機関との連絡にLGWAN^{※11}やインターネットを活用するなど、業務の効率化を図ると同時に、情報提供端末^{※12}の設置や蔵書検索システムの導入など、町民が直接利用するサービスを提供し、利便性の向上に努めています。

一方で、情報化を推進する中で、新たな課題も持ち上がっています。

ホームページによる情報発信は、掲載する情報の多様化により、情報の整理や発信する情報の収集が課題として挙げられます。町や町民・各団体の活動などの広報を通じて今まで以上に美しいまち雄武の魅力をひろく発信するには、更なる工夫が必要です。また、外部への情報発信だけではなく、広報誌と並んで町民が情報源として利用しやすいものにする必要もあります。

町民が積極的にITを利活用しようとする意識を高めるための取組は重要です。町民一人ひとりの情報リテラシー^{※13}の向上は欠かせません。

公共施設間のネットワークの活用方法も重要な課題となります。基幹行政システムにおいては、重要情報資産保護のため他公共施設への退避通信基盤として活用していますが、町民等のニーズから必要性や優先度を考慮し、更なる有効活用を図ります。

法律の改正による制度の見直しなどに伴い、各種システムの更新も行なっていく必要がありますが、情報管理の一元化により適切なコストで最大限の効果を上げる施策を推進します。

ITを利用する上で個人情報の保護や不正アクセスの防止等情報セキュリティ^{※14}対策も重要な課題となっています。

第3章 地域情報化の基本目標と目指すかたち

第1節 基本目標

本計画では、地域や人の結びつきを強くして、生活にゆとりと豊かさが実感できる真の情報化社会を実現するため、情報化にかかる地域課題を整理し、その解決に向けた方向性を示します。

具体的には、町民福祉サービスの向上、地域活力の増進など、住みよいまちづくりの実現を目指し、生活・生産活動など情報の整理を進め、付加価値の高い情報資産づくりに向けた取組を実施します。また、行政の一層の効率化を図るために一元管理によるシステムの再構築を進め、利便性の高い電子自治体の整備にあたります。

取組の推進にあたっては、雄武町が持つ地域特性を十分考慮し、町民の要望に応えた情報化を推進します。世代間や障がいの有無、所得の格差などによる情報格差を是正するとともに、情報管理一元化のもと個人情報の保護などセキュリティ対策に努めます。

これらの取組を推進することにより、本計画の基本理念である「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できるゆとりと活力が感じられる町」の実現を目指します。

また、この目標を達成するため、情報化の取組を「町民生活の情報化」、「地域振興にかかる情報化」、「電子自治体の実現」の3つの分野に分類し、それぞれの課題解決に向け、推進事項を掲げます。

第1項 町民生活の情報化

①行政からの情報発信と町民相互の交流

情報化は、町民生活に様々な恩恵を与えます。しかし、情報の不足や誤った情報の提供は、町民に不安を与えることとなります。したがって、行政から迅速かつ正確に情報発信を行なうために、必要とされる情報を整理統合し、町民にとって利便性の高いシステムを構築すること並びにその諸方策の実現について検討をします。

また、活力ある町づくりを協働により実現するため、町民の地域活動の充実や交流機会の拡大について、情報の相互利用を支援する機能を持ち合わせたシステムづくりも検討します。

【推進内容】

- ・ 町民の自主的なまちづくり活動を支援するシステムの整備
- ・ 町民に向けた分かりやすい情報提供を実現するホームページの構築
- ・ 広報広聴機能の充実にに向けた新たなサービス提供の検討
- ・ 電子申請^{※10}等行政手続電子化の拡大と利便性の向上
- ・ 防災・災害緊急時などに活用できる情報システムの整備

②行政と企業の接点

町内で企業が円滑に活動を進められるように、ITを使って地方税の納入や申告の手続などのシステム導入の可能性を検討します。

また、民間と行政が持っている情報資産の共同利用は、システム構築や運営に対する二重投資を避けるなどの相乗的な効果が期待できることから、共同化が可能な分野の選定や、課題整理を行い、環境整備へ向けた検討をします。

【推進内容】

- ・ 地方税電子申告・電子納税等を可能とするシステム（エルタックス）活用の促進
- ・ 統合型地理情報システム^{※15}の共同利用の検討

第2項 地域振興にかかる情報化

①情報化人材育成

地域の情報化には、情報を正しく扱うことのできる人材の育成が欠かせません。IT講習会の開催などによる情報技術の習得や情報セキュリティ^{※14}の重要性の啓発とともに、地域の次代を担う子ども達の情報教育の充実に努めることを検討します。

【推進内容】

- ・ 情報教育の推進に向けた検討
- ・ IT講習会の開催などによる情報リテラシー^{※13}の向上

②地場産業の活性化

活力ある産業の創出と地域の活性化は密接に関わっています。地域に根ざして生産・販売活動を行なう人々の連携を促すことや、地域ブランドの創出などによって地場産業を強化する活動には、素早く情報を整理共有して活用できる情報化が有効な手段です。産業の活性化を支援するシステムづくりを検討します。

また、移住情報の積極的情報提供も継続し実施します。

【推進内容】

- ・産業関連団体との連携
- ・産業や職域の枠を超えた情報の共有を実現するシステムづくり
- ・移住関連情報の積極的な発信

第3項 電子自治体の実現

①行政の効率化

電子自治体の構築は、行政内部において、事務の効率化や質を高めることに寄与します。法律の制定・改廃や行政事務の複雑化、権限移譲や新たな政策課題に対応した新規業務の発生などには、コンピュータを導入しシステム化することが必要不可欠です。具体的には現在、役場窓口における迅速な証明書類の発行をはじめ、正確性・効率性が要求される各種行政事務など、至る所で業務のシステム化が進んでいます。

今後も、行政の効率化を図りつつ、町民が利便性とサービスの向上を実感できるよう、システム構築を検討します。

【推進内容】

- ・クラウドシステム^{※16}の活用による事務効率化の検討
- ・情報管理の一元化、業務システムの全体最適化、業務手順の見直しなどの推進

②行政間の密接な連携

国が推し進める電子政府は、徹底した業務の標準化や見直しが進められ、行政機関相互で情報を共同利用できる仕組みを検討するなど、行政間の密接な連携が一層求められています。本町でも北海道電子自治体共同運営協議会及び近隣市町村との連携を強め、情報化のメリットを最大限に享受できる取組について検討します。

【推進内容】

- ・北海道電子自治体共同運営協議会事業の推進
- ・近隣市町村との積極的な情報交換・情報共有の推進

③行政の基盤整備

国が進める様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える次世代電子行政サービスの実現と、利用者本位の電子社会の実現にあたって、町の情報基盤整備は一層の強化が求められています。町民がIT社会の恩恵を十分に享受できるよう、既存の情報基盤を最大限に活用するほか、費用対効果を念頭に置き、必要な基盤整備について検討します。

【推進内容】

- ・効率的な情報管理や電子行政を実現するための庁内LAN再構築
- ・情報保護や情報セキュリティ対策の強化

第4章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制

計画の推進にあたっては、様々な分野を対象としていることから、庁内における相互の連携を一層強化して全庁的に取り組む必要があります。このため、庁内における推進体制は各業務所管課の役割や連携のあり方を明確化し、推進体制の強化を図り、計画全体の適切な進行管理を図ります。

第2節 推進にあたって

・着実な推進に向けて

社会・経済状況、町民のライフスタイルの変化及びITの進歩などに対応し、既存資産の有効活用を図るため、取組に応じてサービスの内容や費用負担のあり方も含め協働の取組を検討します。また、費用対効果の検証や取組に応じた町民サービスへの貢献度を確認しながら計画の推進を図ります。

・関係機関との連携

国は社会経済活動を支える基盤としてITを活用し、**ユビキタスな社会**^{※2}の実現を目指すため、情報化政策を推進しています。

町内のIT基盤の整備にあたっては、国の政策の推進状況を慎重に見極めながら、町民本位の仕組みづくりを進めます。

行政情報化においては、**電子申請**^{※10}・届出システムなど北海道が推進するHARP構想に基づき開発された**北海道電子自治体共通基盤**^{※9}の利活用を中心とした連携の取組を継続します。行政内部の業務システムなどについても北海道電子自治体共同運営協議会や近隣市町村と意見交換をしながら、更なる連携・協力ができないか検討を進めます。

・情報セキュリティ^{※14}対策と個人情報の保護

情報化の推進にあたっては、ネットワークへの不正な侵入や、第三者のコンピュータやネットワークに被害を及ぼすコンピュータウイルスなどから、情報資産を守るため、情報機器やネットワークの物理的な安全性、人的・技術的安全性、システムの運用面など総合的な観点から、より高度な**情報セキュリティ**^{※14}対策を講じ、ネットワークの安全性と信頼性を高めます。

同時に、個人情報の漏洩などが起こらないよう、職員に対して情報資産の取扱に関する研修実施を検討するなど個人情報の保護の徹底に努めます。

参 考 資 料

用語解説

※1～ブロードバンド

有線や無線の種別を問わず、大量のデータの高速通信を可能とする回線。

※2～ユビキタスな社会

いつでもどこでも利用者が意識することなく情報通信技術の恩恵を享受できる社会。

※3～ブログ

個人のページを作成しインターネット上に公開できる。個人的な日記やニュースサイト等が作成（公開）されている。

※4～SNS

インターネット上で友人を紹介しあって交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、特定者のみ参加できるものがある。

※5～ICT

情報、通信に関する技術の総称。

※6～IT基本法

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法のこと。国が進める世界最先端のIT国家の構築という目標を達成するための取組。

※7～e-Japan戦略

平成13年に策定、我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となるための計画。

※8～知識創発型社会

知識の相互連鎖的な進化により、高度な付加価値が生み出される。

※9～北海道電子自治体共通基盤

各種システムの共通機能を備えた基盤を、北海道と市町村が共同構築した共同アウトソーシングモデル。

※10～電子申請

紙等によって行われている申請や届出等の行政手続をインターネットを活用し行えるようにするもの。

※11～L G W A N

総合行政ネットワーク。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク基盤。

※12～情報提供端末

キオスク。誰にでも簡単に操作できるように配慮したタッチパネル方式のコンピュータ。

※13～情報リテラシー

コンピュータやネットワーク等を活用して情報やデータを扱うための知識や能力。

※14～情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持する取組。

※15～統合型地理情報システム

地図データにさまざまな行政情報を結びつけ、一元管理することにより行政や住民生活、その他ビジネスの現場で広く活用できるシステム。

※16～クラウドシステム

インターネット等をベースとした業務システムの利用形態で、利用者はネットワーク経由でサービスとして利用する。

雄武町地域情報化計画

平成25年3月

発行：雄武町

企画・編集：総務課情報統計係

〒098-1702 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地

TEL：0158-84-2121 FAX：0158-84-2844

E-mail soumu@town.oumu.hokkaido.jp